



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年6月20日金曜日 第2581号

◇ 目 次 ◇

肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	489
保安林の指定施業要件の変更.....	(森林整備課) ...	489
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	489
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	489
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	490
道路の供用開始(県道松山東部環状線).....	(中予地方局管理課) ...	490
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	490
道路の区域変更(県道串中山線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	490

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	490
生産事業者講習会の開催.....	(森林整備課) ...	491

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	491
-----------------------------	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第771号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成26年6月20日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成32年7月19日	愛媛県第1217号	炭酸カルシウム肥料	スーパーMG	アルカリ分53.0 可溶性苦土14.5 内可溶性苦土10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第772号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年6月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

○愛媛県告示第774号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年6月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-23)第12600号	平成24年3月18日	(有)伊藤保温工業所	伊藤 敏行	今治市唐子台西2-4-12	平成26年5月8日	熱絶縁工業業	建設業の廃止

四国中央市土居町上野乙250の1、乙250の30、乙250の31、乙250の33、乙250の38から乙250の42まで

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第773号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年6月20日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年6月20日から7月3日まで

(般 - 23)第16053号	平成23年 12月 5 日	竹田海事工業	竹田 絹代	西条市三津屋東27 - 10	平成26年 5 月 9 日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第13059号	平成22年 5 月19日	(株)サイプレス・グリーン	中野 正幸	今治市菊間町田之尻287	平成26年 5 月21日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第15950号	平成23年 6 月 5 日	越智工業	越智 修	今治市中寺1030	平成26年 5 月22日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(特 - 23)第621号	平成24年 3 月 3 日	日建工業(株)	河内千恵子	新居浜市清住町 1 - 60	平成26年 5 月23日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第4472号	平成24年 2 月 3 日	渡部造園	渡部猪幸雄	今治市常盤町 7 - 3 - 18	平成26年 5 月28日	造園工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
松山市古川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6 月20日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市東野二丁目甲189番 8 から 同市東野二丁目甲189番 7 まで	平成26年 6 月20日

○愛媛県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6 月20日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

○愛媛県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳3987番地先から 同町石畳3912番地先まで	旧	メートル 11.0~40.0 及び 3.4~6.5	キロメートル 0.160 及び 0.104	
			新	11.0~40.0	0.160	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 6 月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6月 4日	特定非営利活動法人 結婚支援TV	萩 岡 耕 二	松山市中村 5丁目 1番16号	この法人は、豊かな結婚生活を希望するすべての成人独身男女に対して、ブロードバンドを介した出会いと交流の機会づくり及びサポートの提供に関する事業を行い、「少子化対策及び活力ある地域づくり」に寄与することを目的とする。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成26年 6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 開催の日時
平成26年 9月 5日（金） 9時
- 開催の場所
上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研修室
- 受講申込期限
平成26年 9月 2日まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 受講申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

今 治 市 ・ 越 智 郡	144,190	48,064
宇和島市・北宇和郡	82,386	27,462
八幡浜市・西宇和郡	40,874	13,625
新 居 浜 市	101,084	33,695
西 条 市	92,456	30,819
大 洲 市 ・ 喜 多 郡	53,665	17,889
伊 予 市	31,880	10,627
四 国 中 央 市	75,189	25,063
西 予 市	35,204	11,735
東 温 市	27,957	9,319

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年 6月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,178,123
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,563
 - 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,266
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,537	14,513
南 宇 和 郡	20,385	6,795
松山市・上浮穴郡	429,316	138,220